



発行 新潟県  
**第 71 号**  
 平成24年9月11日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1112 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 1113 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 1114 産業立地促進地域の指定（産業立地課）
- 1115 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 1116 換地処分（農地整備課）
- 1117 公共測量の実施通知（監理課）
- 1118 公共測量の実施通知（監理課）
- 1119 県道路線の路線名の変更（道路管理課）
- 1120 道路の区域変更（道路管理課）
- 1121 道路の区域変更（道路管理課）
- 1122 道路の供用開始（道路管理課）
- 1123 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

財団法人都道府県会館災害共済部の経営状況（管財課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

選挙管理委員会告示

47 直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数（選挙管理委員会）

人事委員会公告

平成24年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度：民間企業等職務経験者）の実施（人事委員会事務局総務課）

告 示

◎新潟県告示第1112号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成24年9月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 名称 豊栄病院
- 2 所在地 新潟市北区石動1丁目11番地1
- 3 有効期間 平成24年9月12日から  
平成27年9月11日まで

◎新潟県告示第1113号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成24年9月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 名称 長岡赤十字病院
- 2 所在地 長岡市千秋2丁目297番地1
- 3 有効期間 平成24年9月12日から  
平成27年9月11日まで

#### ◎新潟県告示第1114号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成24年9月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
鳥屋野大島業務地区（陽街）	新潟市中央区鳥屋野字中沼の一部	平成24年9月3日

#### ◎新潟県告示第1115号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、魚沼市の一部を受益地域とする県営一日市地区区画整理（経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年9月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成24年9月12日から平成24年10月11日まで
- 3 縦覧に供する場所  
魚沼市役所
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

#### ◎新潟県告示第1116号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、上越市を地域とする県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業三和中部第1地区に係る換地処分をした。

平成24年9月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

#### ◎新潟県告示第1117号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第1項の規定により、弥彦村長より次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年9月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（弥彦村地形図修正業務委託）
- 2 作業期間 平成24年8月10日から平成25年2月5日まで
- 3 作業地域 弥彦村地区

◎新潟県告示第1118号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第1項の規定により、前川東土地区画整理組合理事長より次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年9月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量・出来形確認測量）
- 2 作業期間 平成24年8月27日から平成25年3月20日まで
- 3 作業地域 長岡市上前島町、青島町、高島町の各一部

◎新潟県告示第1119号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定により認定した県道路線（平成6年4月新潟県告示第1088号）の路線名を次のとおり変更する。

平成24年9月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

路線番号	新旧の別	路線名	道路法第7条第1項該当号	起 点	重要な経過地
				終 点	
46	旧	新潟大外環状線	1号	新潟市北区	新潟市北区 新潟市南区
	新	新潟中央環状線		新潟市西蒲区	

◎新潟県告示第1120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年9月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中条紫雲寺線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
胎内市西本町905番5から	新	9.8～30.8メートル	53.6メートル
同市西本町903番1まで			

◎新潟県告示第1121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年9月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柿崎牧線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市牧区平方字崩 43 番 1 から	新	4.8～13.0メートル	83.9メートル
同市牧区平方字崩54番 1 まで	旧	4.8～10.2メートル	83.9メートル

◎新潟県告示第1122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年9月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 柿崎牧線
- 2 供用開始の区間  
上越市牧区平方字崩 43 番 1 から同市牧区平方字崩 54 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成24年9月11日

◎新潟県告示第1123号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年9月11日

新潟県三条地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
平成24年8月27日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
燕市南七丁目6174番10	5.90	50.47

公 告

財団法人都道府県会館災害共済部の経営状況について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定により、財団法人都道府県会館災害共済部の平成23年度経営状況を次のとおり公表する。

平成24年9月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

財団法人都道府県会館災害共済部  
災害共済事業（建物共済）

- 1 事業成績
 

加入団体	47都道府県等
共済責任額	3,327,933,424,000円
共済基金分担金	472,385,397円
被災件数	654件
災害共済金	191,101,850円
- 2 収支計算
  - (1) 収入

特定資産運用収入	250,159,418円
事業収入	474,109,249円
雑収入	489,003円
繰越金収入	42,317,400円
特定資産取崩収入	819,112円
当期収入合計(A)	767,894,182円
前期繰越収支差額	620,655,941円
収入合計(B)	1,388,550,123円
(2) 支出	
事業費支出	369,423,408円
繰入金支出	68,322,000円
特定資産取得支出	100,898,287円
当期支出合計(C)	538,643,695円
当期収支差額(A)-(C)	229,250,487円
次期繰越収支差額(B)-(C)	849,906,428円
(3) 正味財産	1,713,486,317円
機械損害共済事業	
1 事業成績	
加入団体数	25都道府県1市
共済責任額	289,911,059,000円
共済基金分担金	350,179,410円
被災件数	6件
災害共済金	48,162,217円
2 収支計算	
(1) 収入	
特定資産運用収入	90,576,961円
事業収入	350,811,934円
雑収入	9,040円
当期収入合計(A)	441,397,935円
前期繰越収支差額	344,113,553円
収入合計(B)	785,511,488円
(2) 支出	
事業費支出	63,165,830円
繰入金支出	3,244,000円
特定資産取得支出	100,624,100円
当期支出合計(C)	167,033,930円
当期収支差額(A)-(C)	274,364,005円
次期繰越収支差額(B)-(C)	618,477,558円
(3) 正味財産	690,861,575円

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、高周波手術装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成24年9月11日

新潟県立十日町病院長 塚田 芳久

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 購入等件名及び数量

高周波手術装置 1式

- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成24年10月31日(水)
- (4) 納入場所  
新潟県立十日町病院
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 948-0055  
新潟県十日町市高山32番地9  
新潟県立十日町病院経営課  
電話番号 025-757-5566 内線506

- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限  
平成24年9月18日(火)午後3時00分

## 4 入札、開札の日時及び場所

- 平成24年9月21日(金)午後1時10分  
新潟県立十日町病院3階講堂

## 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。  
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法  
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電気手術器について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成24年9月11日

新潟県立十日町病院長 塚田 芳久

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

電気手術器 1式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成24年10月31日（水）

## (4) 納入場所

新潟県立十日町病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登録されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0055

新潟県十日町市高山32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線506

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成24年9月18日（火）午後3時00分

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成24年9月21日（金）午後1時40分

新潟県立十日町病院3階講堂

## 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

## (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

## (6) 契約書作成の要否 要

## (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

## 選挙管理委員会告示

### ◎新潟県選挙管理委員会告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成24年9月11日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

39,084

2 選挙権を有する者の総数の、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数

392,361

3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	21,033
新潟市東区	37,939
新潟市中央区	48,608
新潟市江南区	18,919
新潟市秋葉区	21,508
新潟市南区	12,888
新潟市西区	42,910
新潟市西蒲区	16,910
長岡市三島郡	78,528
上越市	55,319
三条市	28,375



柏崎市刈羽郡	26,365
新発田市北蒲原郡	31,910
小千谷市	10,625
加茂市南蒲原郡	11,990
十日町市中魚沼郡	19,420
見附市	11,671
村上市岩船郡	20,502
燕市西蒲原郡	25,032
糸魚川市	13,220
妙高市	9,869
五泉市東蒲原郡	19,177
阿賀野市	12,587
佐渡市	17,538
魚沼市	11,142
南魚沼市南魚沼郡	18,654
胎内市	8,759

## 人事委員会公告

### 平成24年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度：民間企業等職務経験者）の実施について（公告）

次のとおり新潟県職員採用試験（大学卒業程度：民間企業等職務経験者）を行う。

平成24年9月11日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

#### 1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
一般行政	3人程度	知事部局、病院局、企業局、教育委員会等の本庁又は地域機関等で、予算・経理・庶務や各種施策の企画立案、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事する。

#### 2 受験資格

(1) 次の要件をいずれも満たす人で、活字印刷文による出題に対応できる人

ア 昭和28年4月2日以降に生まれた人

イ 民間企業等における職務経験を5年以上有する人（平成24年8月31日現在）

<職務経験について>

民間企業等における職務経験には、民間企業の従業員、公務員（新潟県職員としての期間を除く。）、自営業者等として1年以上継続して就業していた期間が該当する。ただし、以下の点に注意すること。

① 週30時間以上勤務した期間のみ該当する。

② 職務経験が複数の場合は通算できる。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれか一の職歴に限る。

③ 連続して3か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は職務経験から除く。

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

エ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

#### 3 第1次試験

(1) 方法

公務員として必要な一般的な知識（社会科学、人文科学、自然科学）及び知能（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）について、筆記試験（択一式）を行う。また、受験申込時に提出された書類（職務経歴書、自己PR書（600字以内））により、民間企業等における職務経歴内容、実績、意欲等について審査する。

## (2) 試験日及び試験場

試験日：平成24年10月14日（日）

受付時間：午前9時から午前9時30分まで

試験場（新潟会場）：新潟県庁（新潟市中央区新光町4番地1）

※申込多数の場合は、試験場が変更になる場合がある。

試験場（東京会場）：都道府県会館（東京都千代田区平河町2-6-3）

## (3) 発表

平成24年11月2日（金）午後1時（予定）に県庁内の広報展示室前の掲示版に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。

## 4 第2次試験

## (1) 方法

第1次試験合格者に対し、個別面接試験、論文試験及び適性検査を行う。ただし、論文試験及び適性検査は第3次試験として評価する。

## (2) 試験日及び試験場

平成24年11月10日（土）及び11月11日（日）（予定）の指定する日に県庁（新潟市中央区新光町4番地1）において行う。

## (3) 発表

平成24年11月22日（木）午後1時（予定）に県庁内の広報展示室前の掲示版に合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者に結果を通知する。

## 5 第3次試験

## (1) 方法

第2次試験合格者に対し、個別面接試験を行う。

## (2) 試験日及び試験場

平成24年12月8日（土）及び12月9日（日）（予定）に県庁（新潟市中央区新光町4番地1）において行う。

## (3) 発表

平成24年12月27日（木）午後1時（予定）に県庁内の広報展示室前の掲示版に合格者の受験番号を掲示するほか、第3次試験受験者に結果を通知する。

## (4) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査する。

## 6 試験の配点・基準

各試験区分の合格決定は、それぞれの試験区分ごとに行い、他試験区分の成績は反映されない。

また、試験種目にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、一つでも基準を満たさない場合、他の種目の成績にかかわらず原則として不合格となる。

試験区分	種目	配点	基準
第1次試験	教養試験	100点※	40点以上（基準は目安であり、基準を引き下げる場合がある。）
	記述試験	300点	120点以上（教養試験の点数が基準に達しない場合は、採点されない。）
第2次試験	面接試験	130点	90点以上
第3次試験	面接試験	130点	90点以上
	論文試験	20点	11点以上

※ 教養試験については、粗点（正答数）をそのまま用いるのではなく、平均得点及び標準偏差等を用いて以下の方法で算出した標準点を用いており、受験者の点数はおおむね0点～100点に分布する。

## ◎教養試験の標準点の算出方法

$$\text{標準点} = 15 \times (A - B) \div C + 50$$

A：ある受験者の粗点（正答数）

B：教養試験の平均得点

C：教養試験の標準偏差

## 7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者（第3次試験合格者）は高点順に任用候補者名簿に登録され、各任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、欠員の状況により採用が決定される。
- (2) 職歴証明書等を提出できない場合や、必要な職務経験を欠いていることが明らかになった場合には、採用されない。
- (3) 採用は原則として平成25年4月1日であるが、欠員の状況により年間を通じ順次行うこともある。
- (4) 任用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。

## 8 給与

初任給は、民間企業等における職務経験年数及びその職務内容等に応じ、一定の基準に基づいて個別に決定される。

なお、このほか、期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等を支給する。

## 9 受験手続

## (1) 受験申込書の配布等

受験申込書は、人事委員会事務局、地域振興局等で配布するほか、新潟県職員採用案内ホームページ (<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>) からダウンロードすることができる。

受験申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験（民間企業等職務経験者）請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、郵便番号950-8570 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に請求すること。

## (2) 申込みの方法

受験申込書、職務経歴書及び自己PR書に必要事項を記入し、新潟市中央区新光町4番地1新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に郵送するか、直接持参すること。（郵送する場合は、封筒の表に「職員採用試験（民間企業等職務経験者）受験」と朱書きし、必ず書留等確実な方法をとること。なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねる。）

## (3) 受付期間

平成24年9月11日（火）から平成24年10月2日（火）まで郵送又は持参により受け付ける。

- ・郵送の場合、平成24年10月2日までの消印のあるものに限り受け付ける。
- ・持参の場合、平日の午前8時30分から午後5時15分まで行う。土曜日、日曜日、祝日は行わない。